

様式6 市場化テストを含む民間開放要望書 (記入要領)

管理番号	管理番号	事項番号	要望事項 (事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の実施 内容	民間開放を阻害している現 行の法規制の 内容	制度の 所管官庁	要望 主体名	要望者 連絡先 (住所)	要望者 連絡先 (部署)	要望者 連絡先 (役職)	要望者 連絡先 (担当者)	担当者 フリガナ	担当者 連絡先 (電話 番号)	担当者 連絡先 (FAX 番号)	担当者 連絡先 (e-mail)	公開 可否	公開 「否」の 理由	その他・要望
【当室で記入】	【当室で記入】	・要望する民間開放事項の内容を端的に示す内容(市場化テストの場合は「事業」)をご記入ください(最大30文字程度)。 ・市場化テストに係る場合、 (例)「現在 が実施している 事業」 (注1) 今回募集する「市場化テスト」の提案は、国等(各府省の内部部局、外局、地方支分部局に加え、独立行政法人、特殊法人等を含む。)の事業を対象としますが、先進的な地方公共団体が自発的に市場化テストを導入・実施することを阻害している現行法令の改正等も、必要に応じ所要の検討・環境整備を行います。 (注2) 国等が行っている特定の事業すべてを担うのではなく、サービス提供地域、全国の施設ではなく一部の施設等に対象を特定して提案を行っていただくことも可能です。	・現状の規制等の問題点、規制改革の必要性・根拠を明確にすること。 ・特に、これまでに事業の実施を断念した等の具体的事例がある場合には、その経緯を明確にすること。 ・再要望を行う場合は、過去の要望における各官庁の回答に対する反論や懸念事項の具体的な解決方法等をできる限りご提示ください。(例)「現行の 事業は××といった問題を有しており、これを民間がといった方式で実施することとすれば、といった点で改善が図り得る。」	・要望事項が実現した場合、実施しようとする具体的事業の内容を効果を含め、記入すること。(記入必須事項ではありません) (例)「法 条により、当該事業については民間事業者の参入は認められていない。」 (なるべく具体的に、法律・政令・省令・通達・告示の別が分かるようにしてください)	・対象根拠法令等を所管する官庁名を記入すること。 ・要望者名を記入すること。 ・住所を記入すること。 ・担当部署を記入すること。 ・担当者の役職を記入すること。 ・担当者名のフリガナを記入すること。 ・担当者の電話番号を記入すること。(半角数字) ・担当者のFAX番号を記入すること。(半角数字) ・担当者のe-mailアドレスを記入すること。(半角英字)	・公開「可」の場合「1」を「否」の場合「2」を半角数字で記入すること。 ・公開「否」を希望される場合に、その理由を記載すること。(公開「可」の場合は記入不要です)	・ご自由にご記入ください。 ・要望理由を補強する資料(新聞記事、研究会報告書等)がある場合は、本欄に項目列挙のうえ添付資料として提出してください。 ・他の規制改革事項と一体的に実施されることにより効果を発揮する場合など、関連する事項がある場合には、その内容を明記してください。 ・「市場化テスト」の対象とすることを要望される場合は、出来るだけ以下の事項の記入をお願い致します。 「市場化テスト」の実施に当たり、必要と考える官民間の競争条件の均一化措置の具体的な内容及びその理由 (例)「落札者の評価に当たっては、官側のコストとして、免税額・補助金額を適切に加除しなければ、民側が不利な扱いを被ることとなる。」 「落札者の評価に当たっては、コストだけでなくサービスの質の向上についても総合的に評価しなければ、民の創意工夫が適切に評価されず、官民間の競争条件が均一化されない懸念がある。」 開示すべきと考える具体的な情報 (例)「現行の 事業について、関連する直接的な費用のみならず、間接的な費用に関する情報を開示する必要があります。」 「現行の 事業について、所要人員、業務量といった情報を開示する必要があります。」 (注) 必ずしも記載いただく必要もありません。													

注1) 複数の民間開放事項について要望する場合は、1行内に記載せず、必ず行を分けて記入すること。

注2) とりまとめの都合上、セル幅の変更、セル結合、空欄セルの削除等の様式の変更は原則として行わないこと。

注3) 「要望主体名」「要望者連絡先(住所、担当部署、担当者の役職、担当者名、担当者名フリガナ)」「担当者連絡先(電話番号、FAX番号、e-mailアドレス)」「公開可否」「公開「否」の理由(公開「否」の場合のみ)」欄に記載のない場合は、検討の対象として取り扱うことができませんので、予めご了承ください。

注4) 規制改革要望については、様式が別(様式5)となりますので、ご注意ください。

様式6 市場化テストを含む民間開放要望書 (記入要領)

【記入例】

要望事項 (事業名)	具体的要望内容	要望理由	具体的事業の 実施内容	民間開放を阻害している 現行の法規制の内容	その他・要望
歳入の徴収又は収納の委託範囲の拡大	歳入の徴収又は収納の事務を私人に委託できる項目として「学校給食費」を新たに追加する。	<p>現施行令では、使用料、手数料、賃貸料、貸付金の元利償還金、前提条件を満たした地方税のみが私人に徴収又は収納の事務を委託できる歳入としているが、「学校給食費」についても、民間活力による創意工夫で、市財政の改善が期待でき、結果として住民の便益の増進に寄与すると認められるため。</p> <p>なお、前回の提案では、「諸収入」を新たな追加項目としたが、諸収入の中には過料等も含まれることを踏まえ、「当該収入の性質等を勘案し適宜検討することとしたい」との回答を得ていた。</p> <p>要望の背景や過去の経緯等が記述されている。</p> <p>要望内容が具体的であり、明確である。</p>	<p>本市では現在、市が事業主体となって学校給食を実施しており、全業務のうち、食材購入、調理業務、施設維持・管理、配膳業務を民間事業者に一括委託しているが、さらに「学校給食費」を徴収、収納させ全部委託にすることによって、民間活力を活かす幅がさらに広がり、創意工夫が図れるとともに、市としても一層のアウトソーシングが期待できる。</p>	<p>地方自治法第243条の規定においては、原則として地方公共団体が公金を取り扱うこととされており、例外として、同条においては、個別法令に特別の定めをもうけているものであれば、当該歳入についてその徴収または収納の事務を私人に委託することができることとされている。</p>	
キャリア交流プラザ事業	<p>民間開放に伴う具体的なメリットまで記載されている。</p> <p>職業安定法第5条において、「政府の行う業務」と定められている業務を民間開放することで、現在公共職業安定所の運営する県キャリア交流プラザが提供している全てのサービスを担う。</p>	<p>現行、提供されているサービスを民間企業が実施することで、下記メリットが得られると考えられる。</p> <p>1：既存サービスのクオリティ向上&lt;ハード面&gt;a.配置替え及び内装・備品の入替えによる施設利用満足度の向上と利用スペースの拡大&lt;ソフト面&gt;a.窓口等の接客及び業務クオリティの向上</p> <p>2：民間ノウハウを活用した新サービスの付加による求職者サポートの拡充 a.長期失業者向けキャリアカウンセリングの実施(弊社では既に財団法人 会より受託の「民間委託による長期失業者の就職支援事業」にて長期失業者の就職サポートを実施しており、ノウハウを蓄積している。) b.女性向けキャリアカウンセリングの実施(弊社では既に 県より受託の「平成16年度再就職支援業務」にて女性クラスの運営をしており、ノウハウを蓄積している。) c.就職に必要な各種講座の開催(弊社では既に県内各自治体より受託・運営している事業にて、面接・履歴書・職務経歴書・ビジネスマナー等の講座を開催しており、ノウハウを蓄積している。) d.再就職支援を、プロフェッショナルなキャリアカウンセリングと職業訓練の選択・受講指示・受講推薦、並びに求人開拓と一体化することで、質の高い効率的なサービスが可能であると考えられる。 e.サービスの対象を拡大し30歳以上65歳未満の男女とする。 f.サービスの対象を拡大し人員削減や業績不振などで失職リスクのある在職者にもカウンセリングサービスを提供することが出来るものとする。</p>	<p>県キャリア交流プラザが提供している全てのサービス。</p>	<p>職業安定法第5条により、当該事業については民間事業者の参入は認められていない。</p>	<p>a.現在の 県キャリア交流プラザの運営に関する全ての諸経費、業務の流れと内容、それに従事する職員数、職員の雇用形態に関する情報が開示されること。</p> <p>b.現状達成されている具体的成果・落札者が民間企業の場合、他の職業安定所とのスムーズな情報共有等の連携が図られること。</p> <p>c.ハローワーク及び 人材銀行からの受講指示が適切に行なわれること。</p> <p>d.実績によって予算等を拡大が出来ること</p> <p>実現に当たっての課題が明確である。</p>

記入例につきましては、あくまでも例示でありますので、措置の可否には、一切関係ございません。